

令和 8 年度寒河江市移住支援金 チェックリスト

- ・ 下記 4 要件（移住元に関する要件、移住先に関する要件、地域との関わりに関する要件、その他の要件）のすべてに該当された方は対象となる可能性がありますので、申請前に寒河江市みらい協働課へお問い合わせください。

1 移住元に関する要件	
(1) 住民票を移す直前の 10 年間について、下記の①～③のいずれかに該当する。	はい ・ いいえ
<input type="checkbox"/> ① 通算 5 年以上東京 23 区内に住民票を置いていた。	
<input type="checkbox"/> ② 通算 5 年以上東京圏(※)に住民票を置き、東京 23 区内へ通勤していた。なお、東京圏(※)に住民票を置き、東京 23 区内の大学等へ通学していた方で、東京 23 区内の企業等へ就職した方については、通学期間も対象期間とすることができる。	
<input type="checkbox"/> ③ 上記①と②を合算した期間が通算 5 年以上である。	
(2) 住民票を移す直前の 1 年間について、下記の①～③のいずれかに該当する。	はい ・ いいえ
<input type="checkbox"/> ① 連続して 1 年以上東京 23 区内に住民票を置いていた。	
<input type="checkbox"/> ② 連続して 1 年以上東京圏(※)に住民票を置き、東京 23 区内へ通勤していた。なお、東京圏(※)に住民票を置き、東京 23 区内の大学等へ通学していた方で、東京 23 区内の企業等へ就職した方については、通学期間も対象期間とすることができる。	
<input type="checkbox"/> ③ 上記①と②を合算した期間が連続して 1 年以上である。	

(※) 東京圏とは東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県のうち以下の地域を除く地域。

【東京都】：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

【埼玉県】：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、神川町

【千葉県】：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

【神奈川県】：三浦町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

2 移住先に関する要件	
下記①～②のすべてに該当する。	はい ・ いいえ
<input type="checkbox"/> ① 申請時において、転入後 1 年以内であること。	
<input type="checkbox"/> ② 申請日から 5 年以上、継続して寒河江市に居住する意思があること。 ※就業先の都合（転勤・出向・研修等）により転入される方は対象外となります。	

3 地域との関わりに関する要件

下記(1)～(5)のいずれかに該当する。

はい・いいえ

(1) 就業に関する要件（一般） 下記①～⑥のすべてに該当する。

- ① 転入後の就業先が、山形県が移住支援金の対象としてマッチングサイト（JOB 山形）に掲載している求人であること。
- ② 当該求人への応募日が、山形県が移住支援金の対象としてマッチングサイト（JOB 山形）に公表した日以降であること。
- ③ 転入後の就業先が、就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を勤めている法人でないこと。
- ④ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- ⑤ 当該法人に申請日から5年以上、継続して就業する意思があること。
- ⑥ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(2) 就業に関する要件（専門人材） 下記①～⑤のすべてに該当する。

- ① 内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業すること。
- ② 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- ③ 当該法人に申請日から5年以上、継続して就業する意思があること。
- ④ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ⑤ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提ではないこと。

(3) テレワークに関する要件 下記①～③のすべてに該当する。

- ① 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- ② 原則として恒常的に通勤しないこととし、週20時間以上テレワークを実施すること。
- ③ 地域未来交付金（デジタル実装型）またはその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供をされていないこと。

(4) 関係人口に関する要件 下記①～③のすべてに該当する。	
<input type="checkbox"/>	① 転入時に40歳未満、または転入時に生計を一にする義務教育終了前の子と同居している。
<input type="checkbox"/>	② 下記ア～ウのいずれかに該当する。
	ア 転入前に県または市の移住・就農支援機関の相談窓口へ相談実績がある。
	イ さがえ心地体験住宅「さがえベース」を利用したことがある。
	ウ 過去に本市へふるさと納税の実績がある。
<input type="checkbox"/>	③ 下記のア～ウのいずれかに該当する。
	ア 農林水産業に就業する。
	イ 家業等に就業する。
	ウ 寒河江市内の事業所に就業する。
(5) 起業に関する要件	
<input type="checkbox"/>	県実施要領に定める企業支援事業に係る企業支援金の交付決定を受けていること。

4 その他の要件		
下記のすべてに該当すること。		はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。	
<input type="checkbox"/>	日本人である、または外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者もしくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。	
2人以上の世帯の移住支援金を申請する場合は、下記のすべてに該当すること。		はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	申請者を含む2人以上の世帯員が転入前および申請時において同一世帯に属していること。	
<input type="checkbox"/>	申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも申請時において市に転入後1年以内であること。	
<input type="checkbox"/>	申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。	